

2010年度 多摩NPOセンター事業 収支報告書(案)

I 収入

1 サービス提供に係る収入			
オフィス1利用料	120,000 円	5,000円×2団体×12ヶ月	(TCC、地域と市民の放送局)
	15,000 円	5,000円×1団体×3ヶ月	(多摩ニュータウン映画製作委員会)
オフィス2利用料	36,000 円	1,000円×3団体×12ヶ月	(中間支援機構、マンション管理組合連絡会、多摩サロン)
	7,000 円	1,000円×1団体×7ヶ月	(私たちの居場所)
	9,000 円	1,000円×1団体×9ヶ月	(多摩ニュータウン映画製作委員会)
コーヒーサービス	161,100 円		
コピー・印刷サービス	153,597 円		
2 事業収入	47,500 円	Eカフェ、アイカフェ参加費(500円×95人)	
3 寄付金収入	0 円		
4 その他収入	85 円	預金利息	
5 前年度繰越収入	198,155 円		
合計	747,437 円		

II 支出

1 事業実施に係る支出	7,709 円	Eカフェ、アイカフェ菓子代	
2 広報等に係る支出	13,478 円	封筒、宛名シート、USBメモリー購入	
3 コーヒーサービスに係る支出	136,500 円	カートリッジ交換、コーヒー豆、消耗品購入	
4 その他支出	2,520 円	テレビ修繕見積代	
合計	160,207 円		

III 収支差額 587,230 円

2010年度 多摩NPOセンター 年間事業報告書(案)

	運 営 会 議	サ ロ ン ・ ロ ビ ー 機 能		広 報 機 能 情報収集・発信機能	相 談 研 修	コ ー デ ィ ネ ー ト	イ ン キ ュ ベ ー ト	資 金	研 究
		オ フ ィ ス 機 能	オ フ ィ ス 機 能 以 外						
3月	下旬	■27 準備会							
4月	上旬		■オフィス機能(通年) ●オフィス1・・・2団体利用 ●オフィス2・・・5団体利用	■コーヒーサービス(通年) ■コピー機・印刷機等利用サービス(通年)					◇ 年間来館者数 16,904人 ◇ コーヒーサービス延べ利用者数 1,611人 ◇ 利用登録団体数 140団体
	中旬	■12 役員会							
	下旬	■17 第1回定例会							
5月	上旬				■1 ニュース第12号発行				
	中旬	■15 役員会							
	下旬	■22 第2回定例会							
6月	上旬	■ 9 役員会			■10 ニュース第13号発行 (市内団体に郵送)				
	中旬	■19 第3回定例会				■19 エカフェ開催	「藤倉潤一郎さんと語る“ソーシャルデザインと協働のかたち”2」『社会貢献と社会的事業』		
	下旬	■30 役員会・アイカフェ準備委員会							
7月	上旬								
	中旬								
	下旬	■24 第4回定例会							
8月	上旬				■5 ニュース第14号発行				
	中旬	■17 役員会・アイカフェ準備委員会							
	下旬	■28 第5回定例会							
9月	上旬	■ 8 役員会・アイカフェ準備委員会			■1 ニュース第15号発行 (市内団体に郵送)				
	中旬	■18 第6回定例会				■18 アイカフェ開催	地域・人・活動をつなぐ“メディア発信”		
	下旬								
10月	上旬	■ 8 役員会			■5 ニュース第16号発行				
	中旬								
	下旬	■23 第7回定例会							
11月	上旬	■10 役員会・アイカフェ準備委員会	■1 来年度利用団体募集開始		■1 ニュース第17号発行 (市内団体に郵送)				
	中旬								
	下旬	■27 第8回定例会				■27 アイカフェ開催	“空き店舗を活用したみんなのたまり場・働く場づくり@愛宕”		
12月	上旬	■ 8 役員会	■8 来年度利用団体ヒアリング						
	中旬	■18 第9回定例会	■18 来年度利用団体決定 ●オフィス1・・・3団体 ●オフィス2・・・1団体						
	下旬								
1月	上旬				■11 ニュース第18号発行				
	中旬	■11 役員会							
	下旬	■22 第10回定例会	■22 来年度利用団体追加ヒアリング ■22 来年度利用団体追加決定 ●オフィス2・・・1団体		■29 アイカフェポストカード発行	■29 地域ふれあいフォーラム	「地域活動デビューパーティ」ブース・プレゼン参加		
2月	上旬	■ 8 臨時役員会			■1 ニュース第19号発行 (市内団体・利用団体に郵送)				
	中旬	■16 役員会・アイカフェ準備委員会	■26 来年度利用団体追加ヒアリング						
	下旬	■24 臨時役員会 ■26 第11回定例会	■26 来年度利用団体追加決定 ●オフィス2・・・1団体			■26 アイカフェ開催	“遊び、アートでつながる世代・まちづくり”		
3月	上旬	■11 役員会			■3 ニュース第20号発行				
	中旬	■19 第12回定例会(4/16に延期)	■23 来年度利用団体追加ヒアリング						
	下旬	■23 臨時役員会	■23 来年度利用団体追加決定 ●オフィス2・・・2団体						

多摩NPOセンター運営会議 会則

(目的)

第1条 多摩NPOセンター運営会議（以下「本会議」という。）は、市民連帯のネットワークを築き、地域や社会を変えていく形と力を生み出す多摩NPOセンター（以下「センター」という。）を実現するため、センターの運営に関する必要事項を決定することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 本会議は、次の事項を検討し、決定する。

- (1) センターの運営方針
- (2) センターの機能、事業等に関すること。
- (3) センターの収支に関すること。
- (4) センターの情報公開及び説明責任に関すること。
- (5) その他センターの運営に関し必要な事項

(構成)

第3条 本会議は、多摩市内又はその近隣で活動し、本会議の目的に賛同するNPO（法人格の有無は問わない。）、大学関係団体、ボランティア団体、自治会・管理組合、サークル等（以下「市民団体等」という。）から選出された者（以下「委員」という。）25人以内をもって構成する。

2 委員は、市民団体等に所属し、かつ、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本会議に参画する意思がある者
- (2) センターのオフィス機能の利用団体に所属する者

3 第1項の規定により、一の市民団体等が選出する委員の数は、原則として1人とする。

(部会の設置)

第4条 本会議は、必要に応じて部会等を設置することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、毎年4月1日（初年度は設立の日）から翌年3月31日までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 本会議に次の役員を置く。

- (1) 代表 1人
- (2) 副代表 2人以内
- (3) 会計 2人以内
- (4) 会計監査 2人以内
- (5) 事務局 2人以内
- (6) 部会長 一の部会に対し1人

2 役員を選出は、委員の互選によるものとする。

3 代表は、本会議を代表し、会務を総理する。

4 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第7条 本会議の会議は、定例会及び臨時会とし、代表が招集する。

2 定例会は、毎月1回開催する。

3 臨時会は、委員の3分の1以上の求めがあった場合に開催することができる。

4 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

5 会議の議長は、会議毎に委員の中から選出するものとする。

6 会議の議事は、出席委員の過半数の賛成により決する。ただし、重要案件の議事については、出席委員の3分の2以上の賛成により決する。

7 会議は公開とし、会議毎に会議録を作成し、公開する。

(関係者の出席)

第8条 代表は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(公正性・透明性の確保)

第9条 本会議は、会議を公開し、及び会議録を作成し、これを公開する等、情報の公開に努めるものとする。

2 本会議は、センターの利用者及び利用団体が本会議に対して意見を表明できる機会を保障するものとする。

(事務局)

第10条 本会議の事務局をセンターに置く。

(補則)

第11条 この会則に定めるもののほか、本会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。